

岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）を貸し付け、もってこれらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 訓練促進資金貸付けの対象となる者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 訓練促進資金は、社会福祉法人岡山県社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 連帯保証人を立てる場合、無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1パーセントとする。

(連帯保証人)

第5条 第4条第2項の連帯保証人は、訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条の規定による延滞利子を含むものとする。ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

(貸付けの申請)

第6条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式第1号。以下「貸付申請書」という。)を会長が定める期間内に会長に提出しなければならない。

2 貸付申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。

(1) 入学準備金

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けることが確認できるもの
- ② 養成機関の長が証明する在籍証明書
- ③ 貸付必要額が確認できるもの
- ④ 申請者の世帯全員の住民票
- ⑤ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- ⑥ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票

(2) 就職準備金

- ① 高等職業訓練促進給付金の支給を受けたことが確認できるもの
- ② 養成機関の長が証明する修了証書
- ③ 養成機関に係る資格を取得したことが確認できる書類
- ④ 貸付必要額が確認できるもの
- ⑤ 申請者の世帯全員の住民票
- ⑥ 児童扶養手当証書の写し又は別に定める書類
- ⑦ 連帯保証人を立てる場合は、連帯保証人の住民票

(貸付けの決定)

第7条 会長は、第6条の規定により貸付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、訓練促進資金の貸付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(貸付資金の交付)

第8条 第7条の規定による訓練促進資金の貸付けの決定の通知を受けた者は、会長が指定する日までに岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金交付申請書(様式第2号)に岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金借用証書(様式第3号)及び口座振込申出書(様式第4号)を添付して会長に提出しなければならない。

2 借用書には、借受人及び連帯保証人の印鑑証明書を添えなければならない。

(貸付契約の解除)

第9条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けている者が、次の各号の一つに該当し、貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約

を解除するものとする。

- (1) 退学したとき。
 - (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
 - (3) 死亡したとき。
 - (4) その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
- 2 会長は、前項の規定により、訓練促進資金の貸付契約を解除したときは、当該対象者により通知するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第 10 条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岡山県内において、取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）業務に従事したとき。
- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還の債務の免除の申請)

第 11 条 第 10 条に規定する返還の債務の免除を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第 5 号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により訓練促進資金の返還の免除の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(返還)

第 12 条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

- (2) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に第10条第1項第1号に規定する業務に従事しなかったとき。
 - (3) 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、第10条第1項第1号に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
 - (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 前項の規定により訓練促進資金を返還しなければならない者は、同項各号に該当した日から会長が別に定める日までに岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還届出書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、訓練促進資金を返還しなければならない者が、前項の規定により届を提出しないときは、当該対象者に対し、訓練促進資金の返還について必要な指示をすることができる。

（返還の債務の履行猶予）

第13条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
 - (2) 当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。
- 2 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当する場合は、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還猶予の申請等）

第14条 第13条に規定する返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、岡山県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還債務履行猶予申請書（様式第7号）をその理由となる事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により訓練促進資金の返還の債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、適当かどうかの決定を行い、その結果を当該申請者に通知するものとする。

（返還債務の裁量免除）

第15条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた訓練促進資金（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の

債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 第10条第1項第1号に規定する業務に従事したとき。

返還債務の額の一部

(延滞利子)

第16条 会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなくて訓練促進資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(届出等)

第17条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、第9条第1項、第10条及び第13条の規定に該当するときは、届出書（様式第8号）を会長に提出しなければならない。

2 訓練促進資金の貸付けを受けた者又は連帯保証人の住所、氏名、職業その他重要な事項に異動があったときは、会長に届出書（様式第8号）を提出しなければならない。

(報告)

第18条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、会長が別に定める日までに次に掲げる報告書に当該事実を証する書類を添えて会長に提出しなければならない。

(1) 養成機関において修学中である者。

養成機関在籍報告書（様式第9号）

(2) 取得した資格が必要な業務に従事している者。

業務従事状況報告書（様式第10号）

(3) 前各号以外で債務の履行を猶予された者。

状況報告書（様式第11号）

- 2 会長は、前条及び前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、訓練促進資金の貸付けを受けた者及び連帯保証人に対し、訓練促進資金の貸付けの目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

(連帯保証人の変更)

第 19 条 訓練促進資金の貸付けを受けた者は、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更承認申請書（様式第 12 号）に借用書を添えて会長に申請し、その承認を受けなければならない。

(その他)

第 20 条 この要綱及び「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて」（平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 8 号厚生労働事務次官通知）、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について」（平成 28 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 8 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。
- 3 この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。
なお、旧要綱に基づき実施している事業の取り扱いについては、従前の例によるものとする。
ただし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の間に貸付決定した者から延滞利子を徴収する場合には、年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。